

令和7年度

監査報告書

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

留萌市監査委員

財政援助団体等監査報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査を実施した監査委員名

武 田 浩 一
村 上 均

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和7年12月22日～令和8年3月27日

(2) 監査の対象とした団体及び所管部局

指定管理者	特定非営利活動法人留萌スポーツ協会
指定管理施設名	留萌市文化センター、留萌市中央公民館、留萌市スポーツセンター、留萌市勤労者体育センター、留萌市弓道場
〃	市立留萌図書館
所管部局	留萌市教育委員会生涯学習課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和6年度の指定管理者における指定管理業務等及び関連する所管部局指定管理事務

(4) 監査の目的又は着眼点

公の施設の指定管理に関して、指定の手続き等が適正に行われているか、また、指定管理にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行さ

れ、その目的を達成しているかどうか、更には、指定管理者に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかを目的として実施した。

なお、着眼点は次のとおりである。

(指定管理者関係)

- ① 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ⑦ その他

(所管部局関係)

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用促進の奨励に努めているか。
- ⑨ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑩ その他

(5) 監査の方法

指定管理者及び所管部局に関係書類・帳簿等の提出を求め、書類審査を行い、指定管理者及び所管部局の説明を聴取し、実地検査を行った。

なお、指定管理者及び所管部局に提出を求めた書類は次のとおりである。

① 指定管理者に提出を求めた書類

- ア 経理規程、旅費規程、給与規程（指定管理に関わるもの）
- イ 当該施設についての管理運営規程
- ウ 指定管理施設分についての収支予算書（令和6年度）
- エ 指定管理施設分についての収支決算書（令和6年度）
- オ 指定管理施設における市民・団体からの使用申請書（令和6年度）
- カ 指定管理施設における備品台帳
- キ 指定管理施設における収入・支出伝票（令和6年度）
- ク 指定管理に係る預金通帳（令和6年度）
- ケ 保険の付保のわかる書類
- コ 当該施設における利用料金の減免申請書（令和6年度）

② 所管部局に提出を求めた書類

- ア 指定管理者の公募に関する決裁及び関係書類
- イ 指定管理を受けようとする団体からの申込書及び添付書類
- ウ 当該指定管理者を選定するに当たっての選定委員会議事録及び関係書類
- エ 当該指定管理者を選定するに当たって公募を実施しなかった場合、公募によらないで選考することとなった経過が分かる書類
- オ 当該指定管理者の指定を行った時の議決書の写し及び当該指定管理者の指定を行った時の関係書類
- カ 当該指定管理者の指定の告示の決裁及び告示
- キ 当該指定管理者と市長等で取り交わした協定書
- ク 当該指定管理者より報告された事業報告書
- ケ 当該施設の利用状況
- コ 指定管理者の評価にあたっての選定委員会議事録及び関係書類
- サ 指定管理者の評価の公表に関する書類
- シ 仕様書
- ス 業務計画書

- セ 業務報告書及び月報
- ソ 業務実施状況及び施設の管理状況の確認書類
- タ 利用料金等の承認に関する書類
- チ 保険の付保がわかる書類
- ツ 第三者への業務委託について

4 監査の結果

(1) 指定管理の経過

公の施設について、民間活力の導入により質の高いサービスの提供と管理の効率性及び地方自治体の経費の削減を図る観点から、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理業務に指定管理制度が適用され、留萌市においても、平成15年12月に「留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定した。

留萌市文化センター、留萌市中央公民館、留萌市スポーツセンター、留萌市勤労者体育センター、留萌市弓道場については平成18年度より、市立留萌図書館については平成21年度より指定管理者制度を導入し、以後、指定管理期間を3年間とし、令和6年4月に現指定管理者と文化センター外4施設は7期目、図書館は6期目の基本協定を締結したものである。

(2) 施設の利用状況

弓道場を除く施設の利用者数の推移は、表1-1、表1-2のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度の各施設の利用は減少している。

表1-1 各施設利用者数の推移

単位：(人)

年度	スポーツセンター	勤労者体育センター	中央公民館	文化センター	摘要	年度末人口
H17	40,966	13,548	43,504	22,583	管理業務委託	27,057
H18	44,287	13,716	38,645	21,305	指定管理(第1期)	26,526
H19	45,138	11,429	38,172	25,199	指定管理(第1期)	26,017
H20	45,718	10,343	37,445	26,091	指定管理(第1期)	25,459
H21	47,482	11,032	30,590	21,745	指定管理(第2期)	25,021
H22	55,709	11,464	39,250	24,994	指定管理(第2期)	24,489
H23	47,074	10,876	37,597	23,376	指定管理(第2期)	24,036
H24	48,190	10,854	37,550	23,325	指定管理(第3期)	23,641
H25	45,716	9,601	35,708	22,777	指定管理(第3期)	23,126
H26	44,948	9,475	36,896	23,576	指定管理(第3期)	22,740
H27	37,586	10,055	33,918	22,988	指定管理(第4期)	22,293
H28	40,663	9,232	30,454	22,165	指定管理(第4期)	21,861
H29	42,665	7,810	31,724	24,772	指定管理(第4期)	21,498
H30	41,187	7,495	31,777	22,619	指定管理(第5期)	20,951
R01	39,328	6,551	29,876	19,016	指定管理(第5期)	20,452
R02	24,697	2,575	13,977	7,284	指定管理(第5期)	20,024
R03	21,154	3,068	12,183	9,385	指定管理(第6期)	19,482
R04	28,381	4,132	15,937	12,826	指定管理(第6期)	18,982
R05	32,948	3,395	21,020	14,448	指定管理(第6期)	18,405
R06	35,065	3,578	22,185	12,226	指定管理(第7期)	17,938

① スポーツセンター利用者の推移について

スポーツセンターの利用者数については表1-1のとおりである。指定管理者による管理が開始された平成18年度から徐々に増加し、平成22年度には5万人を超えた。それ以降は減少傾向となったが令和4年度を境に徐々に増加に転じ、近年は約3～3.5万人となっている。令和6年度については、個人利用が増えたことや全道規模の大会、合宿事業が行われたこと等で増加となった。

② 勤労者体育センター利用者の推移について

勤労者体育センター利用者数については表1-1のとおりである。指定管理者による管理が開始した平成18年度をピークに徐々に減少傾向となり、平成23年度以降は約1万人で推移していたが、近年はさらに減少となり3～4千人となっている。なお、令和6年度については、定期的に利用している団体の利用人数が増えたことで前年度を上回った。

③ 中央公民館利用者の推移について

中央公民館利用者の推移については表1-1のとおりである。指定管理者による管理が開始した平成18年度から数年はほぼ横ばいで推移していたが、平

成25年度から徐々に減少傾向となり、近年は約2万人となっている。なお、令和6年度については、定例団体が増えたことで利用人数が増加した。

④ 文化センター利用者の推移について

文化センター利用者の推移については表1-1のとおりである。指定管理者による管理が開始した平成18年度からほぼ横ばいとなっている。なお、平成19年度及び平成20年度については、比較的規模の大きい催事が開催されたことにより大幅な増加となっている。なお、令和6年度については、前年度に開催された大規模なイベントやコンサート等がなく減少となった。

表1-2 貸出利用者数の推移

単位：(人)

年度	図書館本館	見晴分館	摘要	年度末人口
H20	27,163	—	留萌市による直営管理	25,459
H21	28,358	1,084	指定管理(第1期)	25,021
H22	28,777	1,959	指定管理(第1期)	24,489
H23	26,452	2,157	指定管理(第1期)	24,036
H24	24,619	1,546	指定管理(第2期)	23,641
H25	23,502	1,537	指定管理(第2期)	23,126
H26	21,896	1,564	指定管理(第2期)	22,740
H27	20,711	1,646	指定管理(第3期)	22,293
H28	20,422	1,481	指定管理(第3期)	21,861
H29	18,786	1,333	指定管理(第3期)	21,498
H30	18,153	1,205	指定管理(第4期)	20,951
R01	17,230	1,032	指定管理(第4期)	20,452
R02	13,144	625	指定管理(第4期)	20,024
R03	11,192	456	指定管理(第5期)	19,482
R04	13,900	599	指定管理(第5期)	18,982
R05	13,776	691	指定管理(第5期)	18,405
R06	12,614	575	指定管理(第6期)	17,938

⑤ 図書館利用者数の推移について

図書館利用者の推移については表1-2のとおりである。平成23年度から減少傾向が続いているが、要因として考えられるのは、人口の減少によるものが影響していると思われる。なお、令和6年度については、エアコン設置工事のため臨時休館したほか、祝日振替休館などもあり開館日は前年度より9日少なく利用者が減少した。

(3) 指定管理委託料について

指定管理者による管理開始の平成18年度から令和6年度までの指定管理委

託料の推移は次表のとおりである。

指定管理委託料の推移

単位：（円）

年度	体育施設	文化施設	体育・文化施設合計	図書館	備考
H18	33,106,500	31,208,000	64,314,500	—	
H19	33,106,500	31,208,000	64,314,500	—	
H20	35,244,087	31,208,000	66,452,087	—	
H21	57,909,000			29,655,000	
H22	56,583,000			29,655,000	
H23	58,383,390			29,532,726	
H24	57,322,536			27,037,508	
H25	60,151,268			27,258,200	
H26	62,109,553			28,052,516	
H27	64,215,215			28,886,162	
H28	64,478,499			28,934,762	
H29	65,911,313			29,201,522	
H30	67,677,369			30,471,898	
R01	68,383,122			30,787,266	
R02	67,123,663			30,772,285	
R03	69,030,510			33,314,850	
R04	70,408,660			33,442,450	
R05	69,855,400			33,449,050	
R06	72,238,000			35,856,720	

※上表の指定管理委託料には、燃料費等の精算に伴う補填または返還金が含まれている。

平成26年度は消費税及び地方消費税の改正（8%）が行われ増加となり、また、令和元年10月より、再び消費税及び地方消費税の改正（10%）が行われ増加となった。

なお、令和6年度の指定管理委託料については、人件費と燃料費の高騰により増加している。

(4) 指定管理者の監査結果

指定管理者の監査の結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項については、口頭で行った。

- ① 指定管理施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - ・ 指摘事項なし
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ・ 協定書第33条において、「指定管理者は、市があらかじめ定めた基準に

従い、利用料金を免除することができる。」としているが、留萌市体育施設条例施行規則第7条第1項第3号及び留萌市文化センター設置条例施行規則第9条第1項第3号では「市長が特に必要があると認めるとき」となっており市長が必要と認めた証拠書類について改めて整理が必要と思われる。

- ・ 協定書第46条又は第50条にて「自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならない。」としているが、一部提出のないものや市の承諾を得ていないものがあり、また、協定書第32条で「指定管理者は、自主事業を実施し受講料等を徴収しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得て、受講料等の額を定めるものとする。」としているが、一部市の承認を得ていないものが見受けられた。
- ・ 図書館仕様書13管理運営に係る経費(3)にて、「指定管理委託料のうち、330万円（消費税及び地方消費税を含む。）は図書購入費として指定管理者が適正に執行すること」となっているが、令和6年度は約27万円の残額があるため適正に執行されたい。

③ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

- ・ 利用料金について、協定書第32条において「条例に定める当施設使用料の額の範囲内において、あらかじめ市の承認を得て、利用料金の額を定めるもの」としているが、当該使用料は1時間ごとの料金設定のところ、実態は3時間ごとの料金設定としており、矛盾が生じているので所管部局と共に協議のうえ整理が必要と思われる。
- ・ 留萌市中央公民館、留萌市スポーツセンター等社会教育施設使用料取扱要綱第3条において、「無料措置を受けようとする団体は、各施設の使用許可申請書のほかに、開催要項、会議次第など使用目的の内容がわかるもの及び使用料無料確認書を添付して使用申請を行う」としているが、開催要項等の使用目的のわかるものの添付や使用料無料確認書の記載が不足しているものがあつたので使用料取扱要綱に沿った取扱いをされたい。

④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

- ・ 指摘事項なし。

⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

- ・ 協定書第48条又は第52条にて「本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適正な運用を図る」としているが、「文化センター他4」と「図書館」共用の口座となっているため、所管部局との協議が必要である。

⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

- ・ 指摘事項なし。

(5) 所管部局の関係書類の監査結果

指定管理の所管部局に対する監査結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項は口頭で行った。

① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

- ・ 協定書第32条において「条例に定める当施設使用料の額の範囲内において、あらかじめ市の承認を得て、利用料金の額を定めるもの」としているが、当該使用料は1時間ごとの料金設定のところ、実態は3時間ごとの料金設定としており、矛盾が生じているので指定管理者と共に協議のうえ整理された。

② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- ・ 指摘事項なし

③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- ・ 指摘事項なし

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- ・ 協定書第33条において、「指定管理者は、市があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を免除することができる。」としているが、留萌市体育施設条例施行規則第7条第1項第3号及び留萌市文化センター設置条例施行規

則第9条第1項第3号では「市長が特に必要があると認めるとき」となっており、市長が必要と認めた証拠書類について改めて整理が必要と思われる。

- ・ 協定書第46条又は第50条にて「自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならない。」としているが、一部提出のないものや市の承諾を得ていないものがあり、また、協定書第32条で「指定管理者は、自主事業を実施し受講料等を徴収しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得て、受講料等の額を定めるものとする。」としているが、一部市の承認を得ていないものが見受けられた。

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

- ・ 指摘事項なし。

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

- ・ 指摘事項なし。

⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- ・ 指摘事項なし。

⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用促進の奨励に努めているか。

- ・ 指摘事項なし

⑨ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また指定管理者の費用で実施させていないか。

- ・ 指摘事項なし。

5. まとめ

本指定管理施設については、平成18年度に文化センター外4施設、平成21年度に図書館の指定管理者として特定非営利活動法人留萌スポーツ協会が選定され、

両施設の指定管理者となってから15年が経過した。今回の監査では、一部指摘事項はあるものの、概ね適正に業務を遂行され、アンケート結果においても、窓口・職員対応について高い評価を受けているなど、適正な管理運営が図られていることがうかがえる。

今後も、指摘事項について所管部局と協議のうえ業務にあたられたい。

一方、所管部局においては、今回の指摘事項を踏まえ、指定管理施設の設置者として、協定書を基本に指定管理者への助言、指導監督が行われることを望む。

今後、所管部局と指定管理者との連携を密にされたなかで、所管課からの指導・助言等により、問題点等の改善が図られ、本市、指定管理制度の発展と公の施設における住民利用の利便性が向上することを期待する。